

明代の一帝一后制と太廟

松崎 哲之

はじめに

中国の皇帝にとって祖先祭祀は最も重要な国家行事の一つであった。祖先祭祀の場は太廟がその中心であり、国家権力における伝統的支配の源泉として重要な機能を果たしてきた。太廟には各朝、歴代皇帝が祀られたが、各皇帝には必ず皇后が配祀された。それによって儒教的な夫婦の義を垂範的に明らかにしていたのである。だがしかし、太廟に祀られる皇后については歴代しばしば問題が起きた。それは、皇后の子が必ずしも皇帝となるわけではなかったため、後継皇帝によって、先に配祀する后を、皇后（正皇后）のみとするのか、あるいは生母も祀るのか、処遇がしばしば問題とされたからである（一）。この問題は見方を変えるなら、儒教礼制における「太廟一制の問題」であり、また王朝における正統論の一つのバリエーションでもある。そこで本論ではその問題について、明代においてはどのような処置がなされていたのかを検討することによって、太廟問題についての一つの完成態が明代において成立したこと、そしてそこでの議論を通して明代の儒教的礼意識の一端を探ることしたい。

一、奉先殿

明の太祖（洪武帝）は即位するとただちに太廟を建設し、四代前の先祖にまで遡つて徳祖玄皇帝・懿祖恒皇帝・熙祖裕皇帝・仁祖淳皇帝と称して太廟に祀った。また、その妻もそれぞれ玄皇后・恒皇后・裕皇后・淳皇后と追尊して夫に配した。一方、歴代中国王朝は太廟の外にも様々な場で祖先祭祀を行つてきた。漢の郡國廟、宋の親御殿等々である。特に宋の親御殿は第二の宗廟として、その規模は太廟に匹敵するものであった。明王朝も宋の親御殿の如く第二の宗廟といえる祖先祭祀の場として奉先殿を建設していた。奉先殿は宮門の東側、皇帝の起居の場に近くに建設され、一太廟を以て外朝に象り、奉先殿を以て内朝に象る（『明史』一礼志 奉先殿二）というように太廟が公的なものとするならば、むしろ皇帝の私的な廟であった。太祖は奉先殿においても上記の四代の先祖を奉享した。以後、歴代皇帝と皇后は、太廟と奉先殿に祀られることになつたのである。ところで、宋代の親御殿は道教色と仏教色が濃いものであったが、明の奉先殿からは道教色・仏教色が廃された。その意図は太宗（永楽帝）の次の言葉から窺える。

上、侍臣に謂いて曰く、近俗の弊、仏に事うるに嚴にして、其の先に事うるに簡なるを聞く。此れ教化の明らかならざるの過ちなり。朕、奉先殿に於いて日夕、祇謁するに、未だ嘗て敢えて慢たらず。或いは微恙有るも亦た疾を力めて礼を行う。世人、仏老に於いて力を竭くして承奉するも、先を奉ずるの礼に於いて簡略するは、蓋し禍福の説に溺れ、其の本を昧くするなり。率きて之が正しきに正すは、当に朕自り始まるのみ。（『国朝典彙』一礼部 廟祀二）

すなわち、太宗は宋代以来の仏教・道教の流行により、儒教思想色が薄くなつていく状況を憂い、私的な奉先殿において純粹に儒教的な方法による祖先祭祀を勤めることによつて世に範を垂れようとしたのである。そしてそれゆえに、そこ

に祀られる先祖は儒教的礼から見て厳格に規定される必要があった。祖先として祀られる皇后については、太祖が四代前の先祖より、皇后は一人のみとし、そこに夫婦の義を示したことから、明朝ではこれが祖法となっていた。太廟においてもまた奉先殿においても、合祀される皇后は一人でなければならなかった。

この一帝一后制は現皇帝が前皇后の実子である場合は何の問題もなかった。しかし、明代の場合、皇后の子が皇帝となつたケースは、太宗・仁宗・宣宗・英宗・武宗のみであった。残りの皇帝は妾腹であった。したがって太祖の祖法である一帝一后の原則の遵守にとつて難しい状況がしばしば生じた。そもそも皇后以外の子が即位した場合、その生母の処遇については、難しい問題が生じる。後継皇帝にとつて、その生母を尊んで先帝に配したいのは情であるが、皇統としては正規の皇后が先帝に配されるべきである。国家の公義と親子の私情の対立がそこに生ずるのである。歴史的に見たとき、歴代の各王朝も基本的には一帝一后制を布いていたが、やがて、廟には二后三后が並び立つ状況もしばしば生じていた。では明代の実状はどのようなものだったのであろうか。この点について検討していこう。

二、成化の争議

明代、最初に生母の問題が生じたのは、憲宗（成化帝）の時代である。その父である英宗（正統帝）の皇后錢氏には子が無く、貴妃周氏の子、朱見深（憲宗）が英宗を嗣いで帝位に即いた。この時点では錢氏・周氏ともに存命していた。周氏は英宗在世中は皇后錢氏の下位にあり、皇后錢氏が英宗の寵愛を受けていたこともあつて、皇后錢氏の力が勝っていた。しかし、憲宗が即位して、周氏が皇帝の生母として君臨することになると、力関係は逆転する。憲宗即位の後、皇后錢氏は礼制

に従つて皇帝の母として皇太后と称されていたが、一方周氏も皇帝の生母として同様に皇太后と称されることになる。ここに明代史上はじめて皇太后二人が並び立つ状況となった。両者を区別するため、錢氏には「慈懿」という徽号が与えられ慈懿皇太后と称され、周氏はたんに皇太后と称された。こうして皇帝の生母周氏は慈懿皇太后と公的に同格の地位を得ることになり、発言権を益々強めることになる。

憲宗の成化四（一四六八）年六月、慈懿皇太后錢氏が崩じ、明の典礼通り裕陵（英宗陵）に合葬されようとした。ところが憲宗生母の周氏はこれに待ったをかけた。そこで憲宗は、母の意に沿つて、慈懿皇太后を裕陵とは別地に葬ることを廷議にはかつた。この廷議で最初に口火を切つたのは彭時であつた。

今聞く、聖命、葬地を別にトせんと欲するを。臣等、実切に疑懼し、竊かに謂く、皇上の是の若き所以の者は、必ずや今皇太后を千秋万年の後に、当に先帝と同じに陵廟に尊ぶべく、自ずから二后を嫌うを以てなり。並妃は本朝の制に非ず。

（中略）臣等之を前代の一帝二后の陵廟に並祀するに考うるに、未だ悉くを数うるは易からず。只だ漢の文帝、其の所生母薄太后を尊ぶも、然れども其の嫡母呂太后に於いて、罪を宗社に得ると雖も、尚お且つ仍お父高帝と長陵に並葬して、改易する所無し。此れ文帝の号して孝文と爲し、漢の諸帝の上に高出する所以なり。又た宋の仁宗、其の生母李宸妃を追尊して太后と爲す。然れども其の嫡母章献太后に於いては、本より子無しと雖も、尚お且つ仍お父真宗と太廟に同祭して、嫌忌する所無し。此れ仁宗の称して賢君と爲し、宋の諸帝の上に高出する所以なり。皇上の慈懿皇太后に於けるや、昔日は其の養を致し、今日は其の哀を尽くす。文帝・仁宗と雖も、以て加うる無し。若し陵廟の祀に稍や未だ礼に合せざるもの有れば、則ち後に議を貽すに致り、前美を擗うこと有らん。況や千秋万年の後、今皇太后と慈懿皇太后と同じく陵廟に在るも相い妨礙せず、且つ愈いよ以て二太后生存の日を見ずに足らん。雍和無間永久の後、並美なること窮まる無く、諸史冊に載りて、皇明の光を増し、我が皇上の孝を彰さん。此れ臣等の深く願う所なり。（三）明

英宗は崩御のおり、慈懿皇太后を裕陵に合葬し、太廟に合祀することを遺言していた。もちろんこの遺言がなくとも、皇后が皇帝に合葬・合祀されるのは当然である。憲宗生母皇太后周氏が、慈懿皇太后の合葬に反対したのは、明の制度は一帝一后制であり、もしここで慈懿皇太后が合葬されたならば、自分が死後に合葬されないことを心配したからである。このことに対して彭時は、もしここで英宗と慈懿皇太后を合葬しないという事態が生じたならば、後世に議論を残し、また憲宗のそれまでに行つてきた美德をそこなうことになる」と説いた。そして後継皇帝の生母でなくとも皇后が必ず合葬・合祀される例証として、漢の呂后が皇室に悪徳を働いても、長陵に合葬され、宋の章献皇后に子が無くとも太廟に合祀された故事を挙げ、慈懿皇太后を裕陵に合葬し、太廟に合祀すべきことを主張すると同時に、周皇太后に対しては将来英宗との合葬・合祀を許容することを述べたのである。これは明室祖法の正統親と現に生存している憲宗今皇太后の意向とを同時にかなえる意見であつた。礼部尚書姚夔ら九十九人の文武の官もこの彭時の案に同調し、憲宗に合葬を促した。しかし憲宗は生母の意見に押されて次のような意見を唱えた。

卿等の言う所は固より是れ正理なり。但し聖母上に在りて、事々に窒礙有り。朕屢々(生母に)命を請うも、未だ蒙かも兪允せず。朕平昔の孝、両宮を奉ずること一の如し。若し此れに因りて違忤し、他虞有るを致さば、豈に孝を為すを得ん。今、当に裕陵の左右に吉地を択び安葬・崇奉すること礼の如くして、兩つながら全きを庶幾う。卿等其れ朕が意を体せよ、と。(『明憲宗実録』卷五六)

憲宗は、臣下の意見が正理であると認めている。にもかかわらず憲宗は合葬にせず、裕陵の近辺に吉地を選定して慈懿皇太后を葬つてほしいとする。憲宗は生母の命に逆らえなかつたのである。憲宗にとって母の命は絶対であり、母の命に忠実に従うことこそが憲宗にとっての孝だったのである。これは臣下からすると孝のはき違えであつた。康永部ら四十一人は憲

宗に合葬を促すにあたって、次のように説く。

人君の天下を治むるや、孝より大なるは莫し。而して孝は親を愛するより大なるは莫し。親を愛するは命に従うに在らず、義に従うに在り。蓋し命に従うは乃ち一時の承順の私なり。義に従うは誠に万世至当の公なり。一時の私に順うは、孝の小なる者なり。万世の公に従うは、孝の大なる者なり。邇ちかきは、廷臣慈懿皇太后の合葬祔廟の礼を進講するに、陛下以為く、聖母、上に在れば、事に窒礙有りて、未だ豪も愈允せず、と。臣等以て陛下の群臣の議に俯徇することを敢あはばざるに非ず、但だ重ねて聖母の命に違うを以てのみなることを知ること有り。夫れ衆臣の議は、天下の公論なり。聖母の命は、一時の私恩なり。天下の公に従えば、則ち綱常は正しく、倫理は明らかにして、先帝の靈を慰め、天下の望を愜す。一時の私に従えば、則ち綱常は斃なげれ、倫理は虧け、先帝の意に違い、天下の疑いを起す。公私の間、係わる所は小に非ず。伏して望む。陛下は以て大義を断じ、俯して公議に従うことの幸甚なるを。『明憲宗実録』卷五六

康永部らは国を治めてゆく上で最も重要なものは、もちろん孝であると考えていた。しかし憲宗が懐いている孝とは、彼らからすれば私的なものに過ぎなかった。皇帝は公的な存在であり、その行為は天下の範となる。皇帝が行う孝は私的な孝とは次元が異なる公の孝であるべきであった。すなわち皇帝の孝とは、母の命に服従することではなく、衆臣の議・天下の公論に随うことであつた。康永部らはこのように公の孝の概念を考え、皇帝に衆臣の議である合葬を行うよう嘆願したのであつた。

また、姚夔・李乘らは皇帝の守るべき規範は何かという観点から、次のように述べる。

天下とは祖宗の天下なり。皇上、祖宗の天下を有たば、当に謹みて祖宗の成法を守るべし。我が国家の立法垂憲は、一ら三綱五常の道に本づく。議礼制度は尤も君臣・父子・夫婦の間に嚴にして、各々倫序を有ちて敢えて踰越する莫し。今、慈懿皇太后の喪礼に于いて宜しく合葬・祔廟すべきは、乃ち祖宗の成法にして先帝の遺意なればなり。陛下以て母

后の命を重んじ、其の意に喩い、從違する所有るを恐る。臣等以為く、母后の命は固より当に重んずべき所なるも、而れども祖宗の法は尤も当に重んずべき所なり。母后の意は固より未だ違うべからざれども、而れども先帝の意は尤も違うべからざるなり。(『明憲宗実録』卷五六)

憲宗は母の命を重んじて合葬に反対した。これに対して姚夔・李秉らは皇帝が守るべき最も重要なものは祖法であるとする。皇帝が皇帝として天下に君臨できるのは、祖法に従つてこそであり、これは母の命よりもはるかに重いものだとして皇帝を諫めるのである。これを裏返して読めば、祖法に違う行為をしたならば、皇帝として天下に君臨する資格がないとしているのである。慈懿皇太后を合葬しないのは重大なる祖法、あるいは国家への背反行為であった。臣下にとつては死を賭してでも、この合葬は推進せねばならなかつた。魏元ら三十三人は

「内則」に曰く「其の罪を郷党州閭に得んよりは、寧ろ熟諫せよ」と。此れ特に一郷の人の為に言うのみ。等しく之を上げば、諸侯、諫めざれば親をして一国に罪を得さしめ、天子、諫めざれば親をして罪を天下に得さしむ。今、陛下既に廷臣の議する所の正理を知るも、而れども未だ聖母を論し諫めること能わずして以て必ず従う。恐らくは或いは過ち有るの地に陥り、天下の心を得ずして、未だ孝親の至を為すを得ざらん。臣等既に其の非礼を知るも、死諍すること能わざれば、是れ又た將に陛下を過ち有るの地に置かんとするなり。天下万世に讒を貽すは又た豈に君を愛するの道ならんや。(『明憲宗実録』卷五六)

と、『礼記』「内則」の文を根拠に、正理にもとり天下万世に誤りを残さんとする皇太后を諫めることが皇帝としての勤めであり、また、死を賭して皇帝を諫めることが臣下が君を愛するの道だと訴えるのである。このような臣下の必死の嘆願にも関わらず、皇帝は合葬に賛意を示さなかつた。結局、最終的には官僚側が文華門外においてストライキを決行、ようやく皇帝側がおかれて、官僚側の意見を受け容れたのであつた。慈懿皇太后は裕陵に合葬され、太廟と奉先殿に祀られたので

ある。また、同時に皇太后周氏もその死後は、裕陵に合葬され、英宗廟に合祀されることが決定された。

この成化四年の争議において、英宗正皇后である慈懿皇太后が合葬・合祀されないことは、礼の大義に悖り、礼の根幹を揺るがす大問題とされた。もちろんこれに反対した皇太后周氏も、反対意見の続出の可能性は承知していたはずである。だが、ここで彼女が敢えて反対したのは、一帝一后制が不毀の成法であることを前提に、自らが太廟に祀られることを謀ったからであった。確かに、群臣はこぞって反対した。しかし結局群臣は、慈懿皇太后の合葬・合祀を通さんとするあまり、周皇太后も太廟に合祀するという妥協案を提示してきたのである。これは明の一帝一后制を覆すものであり、これも明らかに祖法の破壊であった。事柄は重大であった。とはいっても、二妃並配は史上前例があるだけに容認しやすかったのである。もし、周氏自身が反対しなかったならば、一帝一后制を守ることに主眼が置かれ、彼女が太廟に合祀される可能性はほとんどなかったであろう。成化四年の争議は、生前に太廟に合祀される約束を勝ち取った周皇太后に軍配が上がったといえるのである。

しかし、合祀が実行されるか否かは、実際のところ今皇太后の死後のことである。そしてこの問題が現実的に解決されるのは今皇太后の死後、憲宗の子の孝宗の代になってからであった。

三、弘治の改正

周皇太后が崩御したのは、孝宗の弘治十八（一五〇五）年であった。彼女は太皇太后の身分になっていた。そこでこの皇太后周氏が英宗と合祀されたのか否かの問題にふれる前に、一つのことを論じておかなければならない。それは孝宗の生母

紀氏の件である。紀氏が孝宗を生んだ時の身分は女史であった。皇后どころではない。妃でもない。孝宗は憲宗の全くの私生児として生を受けたのである。紀氏は後に娠妃に格上げされ、孝宗も憲宗の子として認められることになるが、身分の低い者が子が皇帝になるのは異例である。これには理由があった。実は憲宗の寵妃万氏が悪事を為したからであった。万氏は、憲宗の寵愛を受けていたにもかかわらず、彼女自身は子ができなかった。そこで、別の妃が皇帝の子を産み寵愛がそちらに移るのを恐れ、憲宗の子を身籠もった妃に次々に墮胎を強要してまわったのである。このような次第で宮中には憲宗の子がなかなかできなかった。紀氏は異民族出身であり、宮中に女史として出仕していた。その時に憲宗に見初められ、憲宗の子を身籠もった。そして万氏の目を逃れて出産に成功。その後も万氏の追求を恐れ、秘匿の内に孝宗を育てた。孝宗は万氏の追求から逃れ得た数少ない子の一人であったのである。そしてようやく、後継者がいないと悩む憲宗の耳に孝宗の存在が届き、宮中に迎えられ、皇太子となった。母の紀氏は、子が憲宗に公認されて間もなく薨じた。死因は定かではないが、万氏によって殺されたとも噂された。

孝宗は帝位に即くと、生母紀氏を孝穆慈慧恭恪莊僖崇天承聖純皇后（孝穆皇太后）と追諡し、紀氏の梓宮を茂陵に遷葬することを決定した。問題は神主を祀る場所である。太廟・奉先殿には一帝一后制が布かれ、太廟・奉先殿に合祀されるものは憲宗皇后すなわち時の皇太后王氏であることは明白であった。そこで、孝宗は孝穆皇太后の奉享の場について群議にかけた。その群議の回答は次のようなものであった。

禁掖の掖は、固より外廷の敢えて知る所に非ず。古今の制は則ち惟だ旧史にのみ考うることに有り。謹んで『宋史』を按ずるに太宗懿德皇后、太祖開宝八年を以て薨ず。太宗、即位し追冊して諡を定む。神主は別廟に享す。又た二十余年にして始めて太廟に祔す。元德皇太后は乃ち真宗の母なり。太平興国二年を以て薨ず。真宗即位するに至り、尊びて皇太后と為す。咸平三、永熙陵に祔葬し、神主は別廟に享す。又た十四年始めて太廟に祔す。真宗章献皇太后は、仁（宗）

明道二年を以て崩ず。永定陵の西北に葬り、神主は奉慈廟に享す。又た二十四年始めて太廟に祔す。章懿皇太后は乃ち仁宗の母なり。明道元年を以て薨じ、二年尊びて皇太后と為す。永定陵に陪葬し、神主は奉慈廟に享す。亦た慶曆五年に至り始めて章献皇太后と同じく太廟に祔す。当時の礼を議するの臣、皆な成周の特に廟を立て以て姜嫄を祀るに據りて言う。故に別廟・奉慈の制有り。此れ蓋し古今の通義なり。故に臣等、議して謂く、孝穆慈慧皇太后の祔葬畢るの日、神主も亦た宜しく特に別廟を建て奉享すべし。古制に合するを庶えばなり。但し奉先殿は已に傍近に宮室無ければ、堪んで以て改作し、宜しく憲宗純皇帝の神主几筵殿の右に別に幄殿一所を設け、殿を同じくして、位を異にして以て奉享を事とすべし。仍お内官監に乞勅し、宮中に吉地を相度せしめ、明春二月以後を俟ち、別廟を營建し、完する日、神主を遷奉し、享祀すること儀の如くせよ。(『明孝宗実録』卷七)

群臣は、孝穆皇太后を祀る場について、『宋史』の中から回答を導き出した。すなわち、太宗の懿德皇后・真宗の生母元德皇太后が別廟に祀られ、また真宗の章献皇太后が奉慈廟に祀られたこと、それらが周の始祖后稷の母姜嫄のために特に殿を建てて祀つたという故事に準じていることを根拠にして、孝穆皇太后もこの故事に準えるべきだとしたのである。これは宮中に別廟を建てて、孝穆皇太后を専祀し、太廟・奉先殿には祀らないということであった。しかし宋の別殿・奉慈廟に祀られた妃はすべて後に太廟に祀られたことも併せて述べている。それゆえこの回答は孝穆皇太后が、後には太廟に合祀されることを暗示するものでもあった。こうして、奉先殿の隣に奉慈殿が建てられ、ここに孝穆皇太后は奉享された。なお、奉慈殿は母を祀るための場なので、その神主には孝穆慈慧恭恪莊僖崇天承聖純皇太后と記された。

さて、憲宗の生母周氏の件に戻ろう。彼女が崩じたのは弘治十七(一五〇四)年であった。慈懿皇太后が崩御後、実に三十六年である。慈懿皇太后崩御の時の事情について知る官僚はすでにいかなかった。孝宗は当時の章草を取りだし、裕陵における合葬の件ならびに太廟における合祀の件の再審議をはかった。合葬の件に関して皇帝と官僚の意見は一致した。問題と

なつたのは太廟における合祀の件であつた。皇帝孝宗は一帝一后の立場を遵守せんとし、周太后の合祀に反対した。その時の劉健・謝遷・李東陽らと孝宗との議論が次のものである。

上曰く、此の事（合葬の件）は難からず。祔廟の礼の若きは尤も当に講ずべき所なり、と。健等奏して曰く、先年の議奏、已に慈懿太后は左に居き、今大行太皇太后は右に居き、裕陵に合祔し、英廟に配享するを定む。且つ唐宋の故事を引きて証と為す。臣等此れを以て敢えて輕しく議せず。其の實、漢以前は惟だ一帝一后なるも、唐に始めて二后有り、宋も亦た三后並祔する者有り、と。上曰く、二后すら已に非なり。三后の若きは尤も非礼為り。事は須く古を師とすべし。末世の鄙褻の事は学ぶに足らず。太皇太后は朕が躬を鞠育し、恩徳は深厚なり。朕何ぞ敢えて忘れんや。但だ一人の私情のみ。錢太后は乃ち皇祖の冊立せし正后なり。我が朝は祖宗以来惟だ一帝一后なり。今、若し並祔すれば乃ち朕從り壞起こる。後來に雜亂無紀の極まるを恐るるのみ。且つ孝穆太后は、朕が生身母なるも、止だ尊稱して皇太后と爲し、別に奉慈殿に祭るのみ。今、仁壽宮の前殿は儘だ寛大なり。意うに、太皇太后を此に奉じ、他日孝穆太后を後殿に奉じ、歳時祭享は一ら太廟の如くして、敢えて少缺せざらんと欲す、と。健等未だ敢えて応ぜず。上曰く、此の事、却つて処し難し。旧に仍れば、理、未だ安んぜざること有り。之を改むれば、則ち先帝の意に違ひ、又た群臣の會議に違ふ。會議は猶お先帝を如何すべきか。朕は常に之を思いて、夜も寐る能わず。先帝は固より重きも祖宗の制は尤も重きと為すのみ。然して朕亦た降旨するに難し、議して之を行ふべし、と。（『明孝宗實錄』卷二〇九）

これによると劉健らは、すでに決定された先朝の議事を重視し、あえて自ら議論を起こすことを避けた感がある。しかし、彼らは成化の章奏が唐宋の故事を根拠とし、漢以前を考慮に入れていないと、暗に疑問を呈している。それを受けて、孝宗は「事は須く古を師とすべし」と、漢以前の制度に倣い、また明朝の国是である先祖伝来の一帝一后の制に従うことを主張している。孝宗も先に記したように皇后の子ではない。孝宗の生母孝穆皇太后は彼の即位以前にすでに薨じており、太廟と

は別の奉慈殿に祀られていた。孝宗はこの自分の生母の例に倣い太皇太后を英宗と合祀せず、仁寿宮の前に殿を増設して祀ろうとしたのである。だが、このことは、先帝の意に逆らうことになり、先朝の群議にも逆らうことにもなる。彼の一存では決定することはできない。悩みは深かった。そしてこれに対する回答を示したものが次の張璠・馬文升らの意見である。

宗廟の礼は乃ち天下の公義にして子孫の以て之を私するを得るものに非ず。万古の綱常は易うべからざる者有り。古昔自り以来、殷周七廟、父は昭、子は穆、各々配座有り。一帝一后は礼の正儀なり。蓋し陰陽相配するの理なり。下りて春秋に至り、魯の隱の国一仲子の宮を考す」と書するを以て、胡安国伝に云く、孟子恵公の廟に入れば、仲子は祭享の所無し、と。此を以て之を觀れば、春秋の世は先王を去ること、未だ遠からず。魯は周礼を棄るに、先王の制のなお存する者有るがごとし。祖廟に二配無きの故なり。先王の制も概ね亦た見るべし。…(中略)…之を周礼に稽うれば、先妣を祀るの文有り。疏に云く、姜嫄なり、と。是れ則ち太母は特に廟を立て以て専ら祀り、尊崇の礼を失わざるを得るは、周自り然り。詩に所謂閟宮は、是なり。唐宋の礼制は常無く、初めは正しく終わりは乱る。固より言うに足る無し。但だ其の間、太后を推尊し、祖廟に配食せざる者は則ち別に殿を立てて之を享するは亦た閟宮の義を得たり。我が国朝に至り、祖宗の太廟の建は、一ら古典に遵い、損益は中を得たり。今に^{返りて}已に九廟より溢るるも、廟には皆な配有り、配には皆な二無し。宏規・遠謨・成憲は已に定まれり。又た禁庭の内に奉先殿を建てて以て朝夕供薦するを得れば、思孝の情は、委曲して詳尽たり。…(中略)…但し孝心は窮まる無きも、而れども礼は限り有り。祀享の礼を飾して、当に至当に帰すべし。有る所の神主を奉安し、宜しく奉先殿の外の相応の処所に、一新廟を建て、詩の閟宮・宋の別殿の如く、歳時薦享一ら太廟・奉先殿の儀に依るべし。祀りは専らにして且つ近く、礼は護みて且つ便なり。隆名徽号は仍お太皇太后と称し、其の崇尊を極めて永く万年の享を受くれば、則ち情義兩つながら尽くせり。罔極の思は以て酬われ、嚴祖の道は以て著れ、大孝の実は、諸を万世に垂れて疆り無からん、と。『明孝宗実録』卷二〇九)

孝宗の「事は須く古を師とすべし」という言を受け、張璠・馬文升らは、この解決策を古典の中に求めようとした。そして、殷・周は一帝一后と考え、その根拠を『春秋』隠公元年の「仲子の宮を考す」に見いだした。この文の解釈には様々な異論があり、これを直ちに、一帝一后の根拠とすることはできないが^{二二}、彼らにとつて都合の良い解釈があった。それは胡安国のものであった。すなわち、仲子を恵公の妾、孟子を恵公の夫人とみなす解釈である。これによつて廟に於いて一后のみを配するのは、先王の制と解釈できることになる。しかし、胡安国伝では仲子の宮を建設したことは非礼とされる^{二三}。そこで彼らは母のために廟が存在した根拠を別の古典から見いだす。それが奉慈殿建設の時に利用された『周礼』「大司楽」および『毛詩』「閟宮」である^{二四}。彼らはこの二つの古典解釈を拠り所にして、太皇太后のために新たに殿を建設し、太廟において一帝一后制を維持することを主張したのであった。孝宗はこの奏議を喜び、劉健等はこの話を持ちかけたところ、劉健も賛成の意を示した。そこで、孝宗は奉慈殿の横に新たに殿を建設することを決定したのである。

太皇太后の成化期の努力にも拘わらず、彼女が太廟に祀られることは無くなってしまったのである。かくて孝宗期には太廟における一帝一后制が維持されることになった。また、陵墓に合葬し、太廟に合祀しないというように陵墓と太廟でそれぞれ異なる処置がとられたのは、嘉靖期の夏言の「廟は陵の礼制より重し。故に廟中の一帝一后を蔽にするも、陵は則ち二三后配葬す（『明世宗実録』巻一八九）」という言葉に見られる如く、廟の礼制のほうが陵墓のそれよりも重く見られていたからだった。廟における位次が正しければ、陵墓における二后三后の合葬は大きな問題は無かったのである。なお、孝肅皇太后のための別殿は欽天監風水による反対により建設されず、孝肅皇太后の神位は奉慈殿に享された。かくして、孝宗の時代は、唐宋に見られたような「初めは正しく終わりは乱る」という状況に陥ることが回避されたのであった。

四、嘉靖の改革

世宗（嘉靖帝）は、廟の改革など礼制改革に努めた皇帝として知られている。世宗が即位した時は、明の建国から約一五〇年経過し、当初の礼制も様々な面でほころびが生じていた。また世宗は傍系から帝位に即いた皇帝であったため、即位の当初からその正統性をめぐって多くの問題を抱えていた。世宗はそうした自らをとりまく情勢を原動力にして礼制改革を次々に断行していったのである^{二二〇}。そしてその中には当然皇后をめぐる問題も含まれていた^{二二一}。

まず、奉慈殿の改革について検討する。奉慈殿は孝宗が建設した生母孝穆皇太后を祀るための廟であった。先に見たとおり憲宗生母孝肅太皇太后（周皇太后）もこの例にならない、別廟が建設される予定であった。ところが欽天監の風水による反対にあい、その神主は結局奉慈殿に合祀されることになった。さらに、世宗が即位すると、世宗の生祖母孝惠皇太后がここに祀られることになった。つまり世宗の時代には、三后が奉慈殿に祀られていたのである。嘉靖十五（一五三六）年、世宗は奉慈殿の改革に着手し、この三后の神主を陵殿に配享することを廷議にはかった。次はこれに対する廷臣の回答である。

古自り天子は惟だ一帝一后のみ廟に配享し、所生の大母は別に寢に薦め、身没するのみ。斯れ礼の正なり。故に礼に先妣を享するの文有り。周の閔宮・宋の別殿は皆な此の義なり。我が孝宗皇帝奉先殿の側に特に奉慈殿を建て孝穆皇太后を別祭し、後に孝肅太皇太后を祔し、近くは復た孝惠太皇太后を祔すは、蓋し子、生母を祀り、以て終身の孝を尽くすのみ。然るに礼に、妾母は世々祭らず、と。疏に曰く、世々祭らずとは、子、之を祭り、孫に于いて則ち止むを謂う、と。継祖の重きを明らかにするが故に、復た其の私祖母を顧みざるなり。今、陛下孝肅に于いて曾孫なり。孝穆の孫属なり。孝惠の孫なり。礼、世々祭らざれば、義、当に祔に擬すべし。〔明世宗実録〕卷一八九

廷臣たちの回答は、世宗の意に沿って奉慈殿の三后を太廟の祧に準えて、陵殿に奉遷するというものであった。彼らはその根拠として『礼記』「喪服小記」の「慈母と妾母は世々祭らず」と、その鄭玄注「春秋伝に曰く子に於いて祭り孫に於いて止むを挙げたこと。これによると生母は、子の代にのみ祀ることが許され、孫の代にはその祭祀は廃止されなければならない。奉慈殿に祀られている三后は、それぞれの代の妾母であった。世宗にとって曾祖母にあたる孝肅、祖母の列にあたる孝穆、そして生祖母の孝惠である。これらはすべてすでに祭祀の対象ではない。まさに祧されるべき存在であった。古制回帰を願う世宗は、この經典に沿うべく、奉慈殿の改革を廷議に謀り好回答を得たのである。こうして奉慈殿の三后は陵殿に奉遷することが決議されたこと。

この奉慈殿の改革に併せて皇后の称号も改革された。明代は、太廟における一帝一后制は厳格に維持されていた。しかし皇后の称号については世宗の時代には、皇帝から冊立された皇后と皇帝の生母として追諡された皇后とが乱立していた。そのあらましを述べておこう。

すでに見たとおり明の太祖高皇帝は、即位すると、曾祖・高祖・祖・父を追尊して、それぞれ徳祖玄皇帝・懿祖恒皇帝・熙祖裕皇帝・仁祖淳皇帝とした。そしてその妻は夫の諡に繋けてそれぞれ玄皇后・恒皇后・裕皇后・淳皇后とし、これを太廟・奉先殿に合祀した。ここから皇后の諡は夫である皇帝に繋けることが通例となった。太祖の皇后馬氏は、太祖の諡号高皇帝（聖神文武欽明啓運俊徳成功統天大孝高皇帝）に繋けて、高皇后（孝慈貞化哲順仁徽成天育聖至徳高皇后）とされ、太宗文皇帝の皇后徐氏は、文皇后（仁孝慈懿誠明莊獻配天育聖文皇后）とされ、仁宗昭皇帝の皇后は昭皇后（誠孝恭肅明德弘仁順天啓聖昭皇后）とされた。仁宗までは、皇后の廃立もなく、皇后の子が皇帝となったため問題はなかった。しかし宣宗の時代に問題のきっかけが生じた。宣宗は皇后胡氏を即位後三年で辞位させ、寵妃の貴妃孫氏を皇后に冊立した。胡氏は辞位後靜慈仙師として、長安宮に退き、皇太后張氏の庇護の下その余生をおくり、英宗の天順八（一四六四）年に崩じた。

没後、英宗は皇后錢氏の建言を受け、胡氏の位を復し、宣宗章皇帝の諡号に繋けて章皇后（恭讓誠順康穆靜慈章皇后）と追諡したのである。また、胡氏の辞位後、冊立されて皇后となっていた孫氏もまた章皇后（孝恭懿憲慈仁莊烈齊天配聖章皇后）と諡され、章皇帝に繋けられた章皇后が二人祀られることになった。ただし一帝一后制は遵守されており太廟・奉先殿に祀されたのは孫氏のみで、胡氏は陵寢に祀られた。

英宗皇后錢氏には子がなく、英宗を嗣いだのは貴妃孫氏の子、憲宗であつた。憲宗の時代慈懿皇太后錢氏が崩御し、その合葬・合祀を巡って問題が生じたのはすでに記した。この時、錢氏に贈られた諡は孝莊獻穆弘惠顯仁恭天欽聖睿皇后であり、英宗睿皇帝の諡に繋けられた。孝宗の時代、孫氏が崩じ、その合祀は実行されず、廟における一帝一后制は維持されたが、孫氏の諡は孝肅貞順康懿光烈輔天承聖睿皇后とされ、ここでも英宗睿皇帝に繋けられた皇后が二人いることになった。

憲宗純皇帝の皇后の場合は、さらに複雑である。憲宗最初の皇后呉氏は憲宗に廃され、葬儀の礼は、英宗惠妃の例に従つて行われ、死後は皇后として処遇されなかつた。呉氏を継いで皇后に冊立されたのは、王氏であるが、王氏には子がいなかった。憲宗を嗣いだのは、紀氏の子孝宗であつた。孝宗は、即位すると母を追諡し、憲宗純皇帝の諡に繋けて孝穆慈慧恭恪莊僖崇天承聖純皇后とした。また王氏は正徳十三（一五一八）年に崩じ、孝貞莊懿恭靖仁慈欽天輔聖純皇后と諡されたこと。このように嘉靖期には皇帝の諡に繋けられた皇后が乱立していたのである。これではいくら太廟において一帝一后制が遵守されていたとはいえ混乱した状況といわざるをえない。そこで、嘉靖十五（一五三六）年、この皇后が並び立つという状況を解決せんとして夏言が次のように提言した。

礼、天子、惟だ一帝一后のみ廟に配享するは礼の正なり。茲に三后の神主は、礼、廟に耐せずして、義、当に祧に従ふべし。已に聖明定制を経て、陵殿に奉遷し、深く典礼に合す。但し三后の皇太后・太皇太后を奉慈寺（殿）に称するは、乃ち子、尊号を母に上り、孫、尊号を祖母に上るの礼なり。君、今日孝肅太皇太后を裕陵に奉遷するに、実に英宗睿皇

帝・孝莊睿皇后の側に在らしめ、孝穆皇太后・孝慈太皇太后を茂陵に奉遷するに、実に憲宗純皇帝・孝貞純皇后の側に在らしむれば、則ち当に各々夫婦の義に従うべくして当に子孫の稱を襲うべからず。臣等、礼に拠り僉議して題を改めんことを請う。孝肅太皇太后の神主は止だ孝肅貞純懿光烈輔天成聖皇后と稱すのみにして睿の字を用いず。孝穆皇太后の神主は止だ孝穆慈慧恭恪莊僖崇天承聖皇后と稱すのみ、孝惠太皇太后の神主は止だ孝惠肅温仁懿順協天佑聖皇后と稱すのみにして俱に純の字を用いざれば、則ち嫡庶の稱に別有り、夫婦の分に嫌無くして、尊尊親親の道並び降りて失すること無し。(『明世宗実録』卷一九一)

奉慈殿における皇太后・太皇太后の稱は、子が母に、孫が祖母に奉った尊号であり、子孫から見た号である。これを皇帝と皇后を合葬する陵において用いると、夫婦の義が明らかではなくなる。陵においても本来は夫婦の義に従わねばならないが、陵では正皇后と、生母皇后との合葬が行われている。これでは嫡庶の別がつかなくなる。そこで、生母には皇帝の諡を繫けないことよつて嫡庶の別を明らかにする処置をとろうとしたのである。この処置によつて正統を尊ぶ尊尊の義が明確になることになる。さらにまた、生母はその夫である皇帝の生前に、皇后の稱が与えられたのではなく、死後において皇后の稱が与えられたものである。そしてそれは、その子である皇帝の親親の道を明らかにするものとなる。かくして孝肅太皇太后(周皇太后)の陵における神主には孝肅貞純懿光烈輔天成聖皇后と記されて睿の字がはずされ、孝穆皇太后の神主にはただ孝穆慈慧恭恪莊僖崇天承聖皇后と、孝惠太皇太后の神主にはただ孝惠肅温仁懿順協天佑聖皇后と記されることになった。世宗以後の皇帝はすべて皇后以外の子であったが、すべてこの例に倣い、正皇后のみ皇帝の諡が繫けられ、皇后と皇帝の生母との間には嫡庶の区別がつけられたのである。

これらの世宗の改革によつて、宋代のように太廟に二后三后が並配される状況は回避された。明代においては、皇后と生母の位次は非常にすっきりしたものになったのである。

五、世宗の失策

世宗は同堂異室の制度を改め、九廟をそれぞれ独立に建設する古の廟の形態にするなどの改革に努めた。清代の歴史家萬斯同も二点を除いて絶賛している。問題としたその一点は睿宗廟を建てたことであり、もう一点は、孝烈皇后を升祔するた^め、仁宗を祧した^{こと}である^{こと}。この仁宗を祧した実状について次にみてゆく。

嘉靖二十六（一五四七）年十月、世宗の継后である孝烈皇后が崩御した。世宗は速やかに太廟に升祔することを望んだが、世宗の時代、すでに九室は埋まっていた。もし、孝烈皇后を太廟に升祔すれば、仁宗を祧しなければならなくなる。そこで臣下は、奉先殿の夾室に一時、孝烈皇后の神主を奉安しておくことを提案した。しかし、世宗は太廟に祔すべきであるとの反対の意を示した。論は決着せず、この時は睿宗皇后の側に神主を蔵することになった。

世宗はこの措置に納得しなかった。嘉靖二十九（一五五〇）年更めて孝烈皇后を太廟に祔すことを群議にかけた。徐階と楊思忠はこれに対し、先の奏議と同様に奉先殿に神位を設けることを述べた。これに対し世宗は二人を恫喝する。これに恐れをなした徐階と楊思忠が出した妥協案が次である。

臣等愚昧にして、聖意を仰知する能わず。竊かに惟う、周は九廟を建て、三昭三穆の六世を率^せえて祧す。後に至りて兄弟相及すれば、則ち亦た六世を具うる能わざる者有り。況や国朝の廟制は同堂異室を用うれば、周礼とは同じからざらんや。今、太廟の九室は皆な満つ。若し聖躬の論を以てすれば、仁宗の当に祧すべきは、固より言を待たず。但だ此れ乃ち他日の聖子神孫の事にして、皇上躬自らを煩せて之を議すれば、則ち臣等の心は尚お未だ安からざる所の者有り。

謹んで按ずるに、夏廟は五、商廟は七、周廟は九なり。夫れ礼は、義由り起これば、五は以て七とすべく、七は以て九とすべくんば、則ち九の外も亦た加うるべきなり。臣等以為く、今日の事は宜しく三代の廟数の遞増の例に準い、太廟及び奉先殿に各々二室を増して其の一を以て孝烈皇后を祔升すれば、則ち仁宗は必ずしも祔せざるべくして、孝烈皇后は速やかに南面の位に正すべし。且つ皇上に在りては、豫め祔して以て俟つの嫌い無し。〔明世宗実録〕卷三六六

徐階・楊思忠は、仁宗を祔すことは世宗以後の子孫の為すべきことであり、世宗在世中に仁宗を祔する事態を何としても避けたかった。そこで彼らは明の廟制は同堂異室であることを指摘する。そしてこれは周礼とは本来からして異制度であり、周の九廟制に拘泥する必要はないとした。そこで五廟は七廟に、七廟は九廟に増やすことが可能であるから、九廟もまたさらに増やすことができるとした。この論は拡大廟制を主張する劉歆らの説を根底とするものである。三三が、その論に従つて太廟・奉先殿に二室を増室し、そこに孝烈皇后を享せよとするものであった。徐階・楊思忠は仁宗を祔する事態を避けるため、廟（室）数において妥協したのである。しかし、この妥協案にも世宗は肯首しなかつた。徐階・楊思忠らにさらなる代案を要求する。

謹んで按ずるに、唐虞夏の五廟は、其の祀は皆な四世に止まり、周の九廟三昭三穆なるも、然れども兄弟相及すれば、亦た尽く六世に足る能わず。今、仁宗已に皇上五世の祖為り。聖躬の論を以てすれば、仁宗は礼に于いて当に祔すべきなり、礼に曰く、天子の后におけるや猶お日の月におけると、陰の陽におけるがごとく、相い須たちて成る。天子の男道修むるは父の道なり。後の女順を惟うは母の道なり、と。孝烈皇后は久しく正中宮にして、万国に母儀たれば、礼に於いて当に耐すべし。臣等の衆論同じき攸ことなり。宜しく仁宗を奉祔し、孝烈皇后を太廟第九室及び奉先殿に升祔すべし。

〔明世宗実録〕卷三六六

徐階らは結局、仁宗を祔する方向で妥協してしまつたのである。その論理は、唐・虞・夏の五廟は四世のみを祀つたもの

であり、周の九廟制度は、三昭三穆六世を祀るのが原則である。だが兄弟相及した場合、六世を祀ることができないことがある。まずこのように廟制度を解釈した。そしてそれに基づくと仁宗は五世の祖であるから、唐・虞・夏の廟制ならばすでに祧されるべきことになる。また周の九廟制を援用しても、仁宗を祧することが可能となる。ただ、孝烈皇后を升祫するため根拠として『礼記』「昏義」（一三）を挙げているのはいささか強引である。いずれにしてもこれは仁宗を祧し、孝烈皇后を太廟に享すという世宗の意向を汲むためのものであった。こうして世宗は九廟の廟数を維持しつつ、孝烈皇后を廟に祫すことを勝ち取ったのである。世宗にとってその正統性を維持するためには明朝の祖法である九廟（室）は死守すべきものであり、一方孝烈皇后はみずからの寵姫として太廟に享せねばならなかった。それは世宗生前に仁宗を祧する事態を招くことを厭うものではなかったのである。

こうして孝烈皇后は世宗の恣意により太廟・奉先殿に享されることになった。だが、これにはもう一つの問題が孕まれていた。孝烈皇后は世宗の継后であつて、元后すなわち孝潔皇后が存在していたことである。孝潔皇后は嘉靖七（一五二八）年世宗の怒りに触れ、その怒りが解けぬまま崩じた。そのため皇后でありながら世宗陵である永陵に葬られず、神主は奉先殿の旁室に享されていた。しかし怒りに触れたとはいえ、廃されたのではなかった。皇后のまま崩じたのである。もし生前に皇后の身分を剥奪されていたのならば問題は生じなかった。明代には宣宗に廃された恭讓皇后、憲宗に廃された呉氏の前例があり、恭讓皇后は彼女の死後、英宗の時代に皇后の身分は回復されたにもかかわらず、両者とも、太廟・奉先殿に祀られてはいない。廃されていたのならばこの例に従えばよかつた。この問題は、実は次代の穆宗の時に大きな問題となつたのである。世宗を継いだ穆宗の妃（正室）は穆宗即位以前に薨じており、穆宗即位時に皇后に追諡され、孝懿貞惠順哲恭仁僂天襄聖莊皇后とされた。そして、この死後の追諡をめぐる孝潔・孝烈皇后についても議論が再び引き起こされることになつたのである。

陵寢廟祔の礼、謹みて考うるに、我が国家は宣宗自り以前、陵寢の合葬は、皆な一后に止まる。裕陵に至りて則ち二后同しく祔葬す。茂陵は則ち三后同しく祔葬す。太廟祔享の如きは、則ち惟だ一帝一后のみ。又た元配のみ始めて升祔するを得たり。恭しみて惟うに、孝潔皇后は皇考大行皇帝の元配為れば、礼は応に永陵に合葬し、太廟に祔享すべし。先年、神主の京に回するの時、本部（礼部）曾て祔享を請うも、其の時未だ本室有らざるを以て、暫く奉慈殿の側に祔して以て俟つ。孝烈皇后は曾て正位の中宮と雖も、然れども元配に非ず。今、先に已に廟に祔するに、又た孝潔皇后を奉じて同祔すれば、則ち二后並配にして祖宗の旧制に非ず。若し孝烈皇后先に祔すに因りて、遂に孝潔皇后をして升祔するを得ざらしむれば、則ち元配を捨てて繼配を祔するなり。亦た祖宗の旧制に非ず。況や孝潔皇后の宜しく祔すべきの礼は、皇考、先年已に欽依有り。近日、復た遺命有らん、と。臣等竊かに以為く、皇考大行皇帝、太廟に升祔するの時、宜しく孝潔皇后は祔享して、孝烈皇后を別所に移奉するを請うべし。仍お大行皇帝発引の先に、孝潔皇后の梓宮を永陵に遷奉し、聖母の梓宮と同日に祔葬せん。（『明穆宗実録』卷二）

穆宗即位の時点では、孝烈皇后は永陵に埋葬され、太廟に享されるなど、世宗の皇后として天下に顯示されていた。一方、元后孝潔皇后は襖兒峽に埋葬され、神主は奉慈殿の孝惠皇太后の側、後に奉先殿西室に享されていた。ここで孝潔皇后の処遇を巡って問題が生じた。明の歴史上、皇后ならびに所生母が皇帝陵に合葬された例が、いくつかあったことはすでに述べた。ここでは陵墓における合葬はあまり重要視されていなかった。ここでも、孝潔皇后と穆宗所生母孝恪皇太后を永陵に遷葬することは問題なく決定された。しかし、各朝を通じて太廟における一帝一后制は厳格に守られており、二后を享することとは認めがたい。そこで一元配を捨てて繼配を祔すも亦た祖宗の旧制に非ず」と世宗の意よりも祖宗の旧制が重視され、孝潔皇后を孝烈皇后に代わって太廟に祀ることが主張されたのである。

そこで太廟から追い出される孝烈皇后の神主の行き先が問題となる。

礼部言く、国朝の廟制は、一后のみ帝に配し、其の礼は、甚だ嚴なり。先年の孝肅皇太后・孝穆太皇太后・孝惠太皇太后の神主は皆な奉慈殿に祀り、近年乃ち各陵に遷奉し、均しく別所に祀るが如し。今、孝烈皇后、神主を改題し、宜しく所司に勅して、大内に別に殿宇を建てて奉安し、以て皇上一体の孝事の意に副うべし。上、命じて官を会し議を定めて以て聞えしむ。是に至りて、上議して言く、列後の別所に奉祀せし例は二端有り。大内の別殿に祀るに非ざれば、則ち陵寢に祀る。然らば内殿の祀りは、近にして専の似く、陵寢の祀りは、稍や疎にして遠なり。今、孝烈皇后、先帝を以て之を視れば、則ち位は元配に非ず。太廟祔享の礼は固より当に遷改すべし。皇上を以て之を視れば、則ち分は母后為り。近く方に祗しみて尊称を奉ず。若し陵寢に遷遷すれば、則ち皇上の追尊の孝、臣民の瞻載の情に于いて均しく未だ安からざるなり。臣等、反覆して詳議し、惟だ大内別殿の祀りを当と為す。命じて議の如く行わしめ、遂に景雲殿を以て孝烈皇后を奉じ、專祀す。(『明穆宗実録』卷五)

礼部は、孝烈皇后を祀る場の候補として、大内の別殿と陵寢を挙げた。これは、孝肅・孝穆・孝惠の三后が奉慈殿に祀られた故事と、宣宗廃后恭讓皇后が陵寢に享された故事に基づくものである。孝烈皇后は穆宗の母にあたるため、祭祀を行うにより便利な大内の別殿が選択された。こうして孝烈皇后の神主は皇太后と改題されて、景雲殿(後に弘孝殿と改名される)に專祀されることとなった。

また世宗在世中、孝烈皇后は奉先殿にも祀られていたが、これも太廟の例にならない遷される事が議論された。

礼部言く、孝潔皇后の神主は將に太廟に祔せんとすれば、宜しく奉先殿西夾室に就け、題を改めて以て遷祔を俟つべし。孝烈皇后の神主は將に別殿に專祀せんとすれば、宜しく西夾室より遷して題を同じくして奉安を俟つべし。又た国家の旧制は、太廟は一歳に五享して節序忌辰等の祭は則ち奉先殿に行う。若し別殿に專祀すること有れば、則ち諸祭は並び別殿に行わん。今、孝潔肅皇后は既に太廟に祔せば、則ち奉先殿に宜しく神主を奉安すべし。孝烈皇后は既に改めて別

殿に祀れば、則ち奉先殿原設の神位も亦た宜しく奉遷すべし。乃ち応に礼儀を行うべし。〔『明穆宗実録』巻五〕

太廟に配享される皇后は、奉先殿にも祀られる。太廟に祀られる孝潔皇后が奉先殿にも祀られることは当然であった。奉先殿西夾室には孝烈皇后がすでに享されていたが、その神主は別殿に奉遷されることになった。それは太廟・奉先殿の諸祭の時は、別殿においても祭祀が行われるので、奉先殿に祀られたままならば、二重に祭祀が行われることになるからであった。こうして、世宗が群議を押し曲げて太廟に祀った孝烈皇后は、穆宗の代に別殿に遷されたのである。この時も先帝の意よりも祖宗の法が重視され、明の太廟における位次は保たれることになった。

明の太廟における一帝一后制は、いくつかの危機を乗り越えて穆宗の時代まで維持されてきた。歴代王朝も当初は一帝一后制を布いていたが、時代が下るにつれて乱れ、二后三后が配されることが常であった。明がここまで一帝一后制を維持しえたのは、明朝一代を通じて儒教的規範意識が、その時々々の皇帝の礼違反的要求に勝つていったことを示している。太廟において、規範の原則が貫かれていたといつてよいであろう。

穆宗の子である神宗以後、歴代皇帝はすべて皇后以外の子であった。しかし、その生母の処遇に於いてはもはや問題が生じることはなかった。つまり、太廟に祀られるものは、正皇后（元后）に限られ、そして生母は別殿に祀られることが定式化されたからである。こうして太廟における一帝一后制は明の終焉に至るまで維持されたのである。

おわりに

以上、明代の皇后・生母をめぐる問題について検討してきた。明代の皇后・生母の定礼は次の如くである。太廟には正皇

后のみが合祀される。生母は別殿に専祀し、その祭祀は孫の代でやめる。陵墓には皇后・生母ともに合葬する。

これは一朝一夕になつたのではなく、各代を通じて醸成されてきたものであつた。とりわけ太廟において一帝一后制が維持されるにあつたの孝宗の果たした功績は大きかつた。憲宗生母孝穆皇太后は、一旦は太廟に合祀されることが決定された。孝宗は、この決定事項を覆し、以後の太廟における配享のあり方を示したのである。また所生母に対しては別殿を建設し、そこに専祀するということを導いたのも孝宗である。別殿の祭祀は宋代でも行われていた。だが、宋代では別殿に祀られた者は、太廟に遷されることが慣例化していた。明代ではそれは阻止された。この別殿からの太廟への奉遷の阻止は世宗の功績である。世宗は生母の祭祀は孫の代でやめるといふ古典の義に随ひ、奉慈殿の祭祀を廃止し、神主を陵殿に遷した。その神主を奉先殿にも遷したかどうかは別として、太廟に合祀することはなかつたのである。世宗は廟において数々の改革を施し、輝かしい業績を残したにも関わらず仁宗を祧して継后である孝烈皇后を太廟に配享するという失敗を犯した。だが、その誤りは穆宗によつて正され、孝烈皇后を太廟から遷し、元后である孝潔皇后を太廟に配享した。このように各時代の皇帝・廷臣の努力によつて一帝一后制は正統的に維持されたのである。かくして明代を通じて太廟に祀られるべき皇后は元后であることが確定され、明代の太廟は正統的な形態を保つことができた。そして、これは、明代に限らず、漢代以来絶え間なく論争の火種になつていた太廟問題への一つの回答であつた。

注

(一) 歷代の礼制について、漢代の礼制に関しては、藤川正教氏『漢代における礼学の研究 増訂版』（風間書房、一九八五）参照。唐代の宗廟制に関しては、金子修一氏「中国古代における皇帝祭祀の一考察」（『史学雑誌』八七・二、一九七八）および「魏晋より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」（『史学雑誌』八八・一〇、一九七九）参照。また宋代の太廟に関しては、山内弘一氏「北宋時代の太廟」（『上智史学』三五、一九九〇）参照。

(二) 山内弘一氏「北宋時代の神御殿と景靈宮」（『東洋学』第七十輯、一九八五）によると、親御殿における祭祀は道教と仏教の儀礼も取り入れられた混淆的なものであった。

(三) 太祖の時代、正祠と淫祠の区別の基準が示され、淫祠の禁止が布告されていた。小島毅氏『中国近世における礼の言説』（東京大学出版会、一九九六）六章「洪武改制と明代の地方志」参照。

(四) 注（一）参照。

(五) 明代は皇后が政治に干渉することを禁止していた。皇太后も同様の制限を受けていたと思われる。しかし、皇后・皇太后の間接的な干渉はたびたびみられる。中山八郎氏「明の嘉靖期の大礼問題の発端」（『人文研究』八・九、一九五七）、同「再び「明の嘉靖期の大礼問題の発端」に就いて」（『清水泰次博士追悼記念明代史論叢』大安書店、一九六二）参照。

(六) 『明実録』は台湾の歴史語言研究所による影印本を底本とした。

(七) 孝を秩序原理とみなす理論は、漢代以来のものであり、宋代においても司馬光・范祖禹の理論に見られる。ただし孝の概念は時代によって変容しており、司馬光・范祖禹は父母を天地に準えて、秩序原理の孝を説いている。小島毅氏「郊祀制度の変遷」（『東洋文化研究所紀要』第百八冊、一九八九）参照。

(八) 『礼記』「内則」に「父母過ち有れば、氣を下し、色を怡し、声を柔らかにして以て諫む。諫めて若し入れざれば、敬を起こし孝を起こす。説べば則ち復た諫む。説ばざれば、其の罪を郷党州閭に得んよりは、寧ろ熟諫せよ。父母怒りて説ばずして、之を撻うち

血を流すも敢えて疾怨せず。敬を起こし孝を起こす」とある。

(九) 明代は嫡出主義による皇位継承制度を布いており、嫡出以外の者は皇帝にはなれなかった。前掲中山氏二論文参照。

(一〇) 宋代皇后の件は、山内氏「北宋時代の太廟」、千葉慶氏「宋代の後妃：太祖・太宗・真宗・仁宗四朝」(『青山博士古稀記念宋代史論叢』省心書房、一九七四)参照。

(一一) 『公羊伝』および『左伝』「杜注」は仲子を桓公の母とし、『穀梁伝』は恵公の母、孝公の妾とする。

(一二) 胡安国伝には「其の仲子と称するは、恵公、愛妻を以て夫人と為し、隠公、庶弟を以て適子と為さんと欲す。聖人、以て諸侯は再び娶らずと為す。礼に二適無ければ、孟子、恵公の廟に入れば、仲子は祭享の所無し。為に別に宮を立て以て之を祀るは非礼なり」とある。

(一三) 『周礼』「大司楽」の「先妣を享る」の鄭玄注及び疏では、「先妣」とは周の始祖后稷の母、姜嫄とされ、姜嫄のために廟を建てて祀つたとし、そしてその廟が『毛詩』の「閟宮」であると解釈される。

(一四) 世宗の礼制改革を扱った論文には前掲中山氏の二論文、小島毅氏「嘉靖の礼制改革について」(『東洋文化研究所紀要』第百十七冊)がある。

(一五) 世宗は孝宗の子として帝位に即いた。その時の世宗の生母・生祖母をめぐる問題は前掲中山氏二論文に詳述されている。

(一六) 『穀梁伝』「隠公五年」に「九月仲子の宮を考す。考とは何ぞや。考とは之を成すなり。之を成すとは夫人と為すなり。礼、庶子君と為れば、其の母の為に宮を築き公子をして、其の祭を主らしむるなり。子に於いて祭り、孫に於いて止む」とある。『穀梁伝』では仲子は孝公の妾、恵公の母、隠公の祖母とされる。隠公は仲子を孝公の夫人となし、廟を建てた。このことを『穀梁伝』は議る。そして、庶子が君となった場合の生母に対する礼を記す。これが生母の為に宮を築き、公子にその祭りを主催させ、その祭祀は孫の代で終わりにするということであった。『礼記』「喪服小記」の記述は疏によるとこの隠公五年によるとされる。

(一七) 万暦三年、神宗は孝烈・孝恪二皇太后の神主を奉先殿に遷すことを建議し、それが決定された。この時、神宗の建議によって、奉慈殿の改革に伴って陵殿に遷された三后の神主は奉先殿にも奉安されていたことが、群臣に初めて明かされた。『万暦起居注』一三年一月一参照。

(一八) 嘉靖の改革によって太祖高皇帝・高皇后の諡号は、それぞれ開天行道肇紀立極大聖至神仁文義武俊徳成功高皇帝、孝慈貞化哲順仁徽成天育聖至徳高皇后と改定された。また、太宗の廟号は成祖とされ諡号は啓天弘道高明啓運聖武神功純仁至孝文皇帝とされた。

(一九) 皇帝・皇后の諡号は『実録』による。なお、万暦期に編纂された『明諡紀彙』には「孝肅貞順康懿光烈輔天成聖皇后」と記され、英宗の諡に繫けられていない。また孝穆皇后も「孝穆慈慧恭恪莊儷崇天承聖皇后」とされる。

(二〇) 拙稿「萬斯同の廟制説」(『哲学思想論叢』第十六号、一九九八)参照。

(二一) 藤川正教氏前掲書第一章第三節「世宗武帝の廟」参照。

(二二) 『礼記』「昏義」に「故に天子の后におけるや、猶お日の月におけると、陰の陽におけるがごとし。相い須ちて成る者なり。天子の男教を脩むるは、父の道なり。后の女順を脩むるは、母の道なり。故に曰く、天子の后におけるや猶お父の母におけるがごときなり」とある。

(哲学・思想研究科 博士課程)